

社会福祉法人 Q & A

運営編

社会福祉法人は、社会福祉法などの法令通知に則り適正な運営が求められています。

この Q & A は、監査時によくある質問や事例について、厚生労働省の定款例の順番で掲載しています。お手元に貴法人の定款を用意して頂きながら、法人運営のルールについて改めてご確認をお願いします。

目次

Q 1	定款に記載しなければならない事項は何ですか。.....	1
Q 2	新たな事業を始めたいのですが、横浜市への申請は必要ですか。.....	2
Q 3	本部を移転することにしたのですが、必要な手続きはありますか。.....	2
Q 4	評議員になるための資格要件はありますか。.....	3
Q 5	評議員になることができないのは、どのような場合ですか。.....	4
Q 6	欠格事由に該当しないことなどの要件は、どのように確認すればよいですか。.....	6
Q 7	評議員の選任手続きの流れはどのようになりますか。.....	6
Q 8	同じ評議員や理事、監事の欠席が続いていますが、問題ありませんか。.....	7
Q 9	評議員選任・解任委員の要件はありますか。.....	7
Q 10	評議員選任・解任委員の任期はいつまでですか。.....	8
Q 11	評議員選任・解任委員会も決議の省略ができますか。.....	8
Q 12	評議員の『選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで』とは、具体的にどういうことですか。.....	9
Q 13	評議員や理事、監事が任期途中で退任しました。後任者の任期はどのようになりますか。....	12
Q 14	報酬は無報酬としていますが、報酬等の支給基準を作成する必要がありますか。.....	12
Q 15	評議員会の決議事項は何ですか。.....	13
Q 16	評議員会では決算を承認しますが、予算は承認しなくても良いのでしょうか。.....	15
Q 17	評議員会の決議事項であれば、評議員会開催中に議題を追加して決議できますか。.....	15
Q 18	決算額を4月中に固められそうな見込みですが、定時評議員会を5月に開催することはできますか。.....	16
Q 19	評議員会の招集手続きは、どのような流れになりますか。.....	17
Q 20	評議員会での決議にあたって、事前に確認すべきことはありますか。.....	18
Q 21	「決議の省略」と「書面評決」の違いは何ですか。.....	19
Q 22	議事録にはどのようなことを記録する必要がありますか。.....	20
Q 23	理事になるための資格要件はありますか。.....	22
Q 24	理事になることができないのは、どのような場合ですか。.....	23
Q 25	職員は理事長と特殊関係になりますか。.....	24
Q 26	監事になるための資格要件はありますか。.....	25
Q 27	監事になることができないのはどのような場合ですか。.....	26
Q 28	理事の選任手続きの流れはどのようになりますか。.....	27
Q 29	監事の選任手続きの流れはどのようになりますか。.....	28
Q 30	理事長の選任の際には、理事である職員は決議に入らないほうが良いのでしょうか。.....	28
Q 31	職員の任免は、どのように決める必要がありますか。.....	29
Q 32	法人運営の日常的なことは、理事会を開かずに理事長が決めてもよいのでしょうか。.....	30
Q 33	理事長が専決できないことはありますか。.....	31
Q 34	理事長が長期間不在になります。理事長の職務代理者を決めて業務を進めてよいですか。....	32
Q 35	理事会での決議にあたって、事前に確認すべきことはありますか。.....	32

Q36	基本財産の不動産の状況は、どのように確認すればよいですか。.....	33
Q37	基本財産として定款に記載されている園舎を建て替えようと考えています。法人関係で、何か手続きをする必要がありますか。.....	34
Q38	定款変更の手続きについて教えてください。.....	35

法令通知等

法：社会福祉法（昭和26年法律第45号）

令：社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）

規則：社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）

認可通知：「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長及び厚生省児童家庭局長連名通知）

審査基準：認可通知別紙1「社会福祉法人審査基準」

定款例：認可通知別紙2「社会福祉法定款例」

審査要領：「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成12年12月1日付け障企第59号・社援企第35号・老計第52号・児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長及び厚生省児童家庭局企画課長連名通知）別紙「社会福祉法人審査要領」

徹底通知：「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日付け雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長・厚生労働省老健局長連名通知）

入札通知：「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成29年3月29日付け雇児総発0329第1号・社援基発0329第1号・障企発0329第1号・老高発0329第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・老健局高齢者支援課長連名通知）

会計省令：社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）

運用上の取扱い：「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日付け雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）

留意事項：「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成28年3月31日付け雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障障発0331第2号・老総発0331第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局総務課長連名通知）

平成28年改正法：社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）

平成28年改正政令：社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成28年政令第349号）

定款

Q I 定款に記載しなければならない事項は何ですか。

A I 定款には、少なくとも法第31条第1項各号の項目に掲げる事項を定める必要があります。

【法第31条】

各法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例を記載している厚生労働省の「定款例」では、下記の項目が記載されています。

第一章 総則（目的、名称、経営の原則等、事業所の所在地）

第二章 評議員（定数、選任及び解任、任期、報酬等）

第三章 評議員会（構成、権限、開催、招集、決議、議事録）

第四章 役員及び職員（役員の定数・選任・職務・権限・任期・解任・報酬等、職員）

第五章 理事会（構成、権限、招集、決議、議事録）

第六章 資産及び会計

（資産の区分・管理、基本財産の処分、事業計画及び収支予算、事業報告及び決算、会計年度、会計処理の基準、臨機の措置）

第七章 解散（解散、残余財産の帰属）

第八章 定款の変更

第九章 公告の方法その他（公告の方法、施行細則）

【参考】

定款例では、一つでも欠けると定款の効力が生じない必要的記載事項、定款の定めがなければその効力を生じない相対的記載事項、法令に違反しない範囲で任意に記載することができる任意的記載事項が示されています。

また、定款例は2種類あります。

① 通常の定款例

② 租税特別措置法第40条適用版の定款例（租税特別措置法第40条の適用を受けるために必要な定款の項目が記載されているもの）

【租税特別措置法適用版定款例：「租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の17第6項第1号の要件を満たす社会福祉法人の定款の例について」（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課）】

Q2 新たな事業を始めたいのですが、横浜市への申請は必要ですか。

A2 定款に記載していない事業である場合は、定款変更の申請が必要です。

現に保育所1か所を運営しており、定款の「目的」に「保育所の経営」と記載がある場合で、さらにもう1か所保育所を増やすような場合は、定款変更の必要はありません。なお、新たな事業を実施することについては、理事会の決議が必要です。

定款変更を伴う新たな事業を始める場合は、必ず事業開始まで余裕をもって、こども青少年局監査課までご連絡ください。

① 理事会で事業開始の決議

(定款変更の必要がある場合は、①に加えて)

② 理事会で定款変更案の決議及び評議員会招集の決議

③ 評議員会で定款変更の決議(新たな事業の実施自体は、評議員会の法定決議事項ではありません)

④ こども青少年局監査課へ、定款変更認可申請を提出

【参考】

●事業開始希望日がある場合は、それまでに定款変更の認可が必要です。

●目的や事業を変更する場合は、法務局での法人登記(変更)が必要です。

※公益を目的とする事業、収益を目的とする事業についても、同様に法人登記(変更)が必要ですのでご注意ください。

●新たな事業を始めるにあたり基本財産が増加する場合には、そのことについて定款変更届出が必要です。定款変更の手続きについては、Q38も参照してください。

Q3 本部を移転することにしたのですが、必要な手続きはありますか。

A3 定款に記載されている事務所の所在地を修正する必要がある場合は、定款変更の手続きが必要です。

【法第29条】

定款に事務所の所在地を「横浜市中区」と定めている場合で、移転先も「横浜市中区」であれば、定款変更の手続きは必要ありません。

【参考】

定款に変更がない場合でも、法務局での法人登記(変更)が必要です。

Q 4 評議員になるための資格要件はありますか。

A 4 「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」であることが
必要です。

【法第39条】

また、評議員や評議員会の重要な役割を踏まえて、適正な手続きで選任することが重要です。選任手続きの流れについては、Q7を参照してください。

Q5 評議員になることができないのは、どのような場合ですか。

A5 ① 欠格事由に該当する場合

② 自らが評議員を務める法人の理事、監事又は職員を兼ねる場合

③ 各評議員又は各役員配偶者又は三親等以内の親族の場合

④ 各評議員又は各役員と特殊の関係がある場合

は、評議員となることができません。

【法第40条】

欠格事由

① 法人

② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

④ ③のほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員

⑥ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

※⑥については、令和4年4月1日施行の改正社会福祉法により欠格事由として追加されました。

就任承諾書などの欠格事由欄に項目を列挙している場合は、次回選任時に忘れずに追加をしてください。

特殊関係に該当する場合

① 当該評議員又は役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者

② 当該評議員又は役員に雇用されている者

③ ①、②に掲げる者以外の者であって、当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

④ ②、③に掲げる者の配偶者

⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの

- ⑥ 当該評議員が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（※）又は職員（これらの役員（当該評議員を含む。）又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。） ※ 業務を執行する社員を含む。

例えば、評議員が7名の法人の場合、

- 評議員Aが役員となっている株式会社の役員Bが評議員となる場合、A・Bあわせて評議員の総数の3分の1を超えないので、特殊関係には該当しません。
- 評議員Cが役員となっている株式会社の役員D・Eが評議員となる場合、C・D・Eあわせて評議員の総数の3分の1を超えるので、特殊関係に該当し認められません。
- 評議員Fが役員となっている他の社会福祉法人の職員G・Hが評議員となる場合、評議員の総数の3分の1を超えても原則特殊関係には該当しませんが、⑧の場合は特殊関係に該当します。

- ⑦ 当該社会福祉法人の役員が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（※）又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。） ※ 業務を執行する社員を含む。

例えば、評議員が7名の法人の場合、

理事長Iが代表となっているNPO法人の職員Jが評議員となる場合は、I・Jあわせて評議員の総数の3分の1を超えていないので、特殊関係には該当しません。

- ⑧ 支配している他の社会福祉法人の役員又は職員

※ 支配している他の社会福祉法人：当該社会福祉法人の役員又は評議員で、評議員の総数の過半数を占めている他の社会福祉法人

- ⑨ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である、評議員（これらの評議員が当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）
- ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

【参考】

理事についてはQ24を、監事についてはQ27を参照してください。

定款例第6条 評議員の選任及び解任 関係

Q 6 欠格事由に該当しないことなどの要件は、どのように確認すればよいですか。

A 6 選任時、履歴書若しくは誓約書等の書面により、候補者本人にこれらの要件に該当しないことを確認してください。

選任の可否に関わる重要なことですので、必ず書面で確認をお願いします。改選による再任時も同様です。

定款例第6条 評議員の選任及び解任 関係

Q 7 評議員の選任手続きの流れはどのようになりますか。

A 7 理事会で評議員候補者を推薦し、評議員選任・解任委員会で選任します。

- ① 理事会で評議員候補者を審議し決議します。併せて評議員選任・解任委員会の招集を決定します。
- ② 評議員選任・解任委員会で候補者を評議員として適任と判断した理由（「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」である旨）を委員に説明します。
- ③ 評議員選任・解任委員会で審議し、決議します。

【参考】

- 定款に記載されていること以外の評議員選任・解任委員会の運営の細則は、理事会で定めます。
- 理事会の権限で実施できることは評議員候補者の選定のみです。理事や理事会が評議員を選任・解任することはできません。【法第31条第5項】

Q8 同じ評議員や理事、監事の欠席が続いていますが、問題ありませんか。

A8 評議員会や理事会、監事の重要性を鑑みると、実際に参加できない者が選任されているのは適当ではありません。

【指導監査ガイドライン Iの3の(1)の2、4の(3)の1、5の(2)の2】

指導監査ガイドラインでは、不相当であると判断を行う基準を定めています。

評議員

原則として、前年度から当該年度までの間における評議員会を全て欠席している者。ただし、指導監査を行う時点において、前記の評議員会の開催が1回のみである場合には、直近2回の評議員会を欠席している者。

理事・監事

原則として、前年度から当該年度までの間において理事会を2回以上続けて欠席している者。

もし、参加できないことが常態化しているのであれば、参加できる者へ改選する必要があります。

【参考】

法令又は定款に定める定足数と賛成数を満たしている場合、評議員会や理事会自体は成立します。

Q9 評議員選任・解任委員の要件はありますか。

A9 評議員選任・解任委員会は、定款で定めた委員で構成する必要がありますが、

- ① 委員は3名以上であること
- ② 外部委員が1名以上いること

が必要です。また、理事や評議員は、委員となることはできません。

【「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関するQ&A **評議員選任・解任委員会**】

評議員選任・解任委員会の運営の細則は、理事会において定めます。細則については、Q10、11を参照してください。

Q10 評議員選任・解任委員の任期はいつまでですか。

Q11 評議員選任・解任委員会も決議の省略ができますか。

A10、11 理事会で定める評議員選任・解任委員会の運営についての細則の中で規定することが可能です。

『「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関する Q&A』には、委員の任期や議事録の取扱いについても記載されていますので、運営の細則を定める際の参考としてください。なお、必要な場合には、理事会で細則を改正することができます。

【参考】

任期を評議員の任期と同様の表現にしている場合には、評議員と同様に選任時期により任期の長さが異なる場合がありますのでご注意ください。(Q12を参照)

Q12 評議員の『選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで』とは、具体的にどういうことですか。

A12 『評議員選任・解任委員会での選任日から数えて、4年以内に終了している最後の会計年度についての決算を審議する定時評議員会の終結まで』となります。

例えば、令和3年6月で評議員の任期が満了する場合で、

●令和3年6月の評議員選任・解任委員会で選任された場合

令和7年6月の定時評議員会（令和6年度の決算を審議する定時評議員会）の終結までが任期

●令和3年3月の評議員選任・解任委員会で選任された場合は

令和6年6月の定時評議員会（令和5年度の決算を審議する定時評議員会）の終結までが任期

⇒評議員選任・解任委員会での選任日が、就任年度かその前年度かで任期が異なりますので注意が必要です。

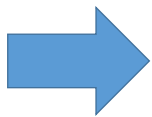
【参考1】

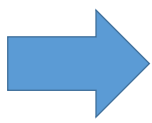
●実際の就任日は、評議員選任・解任委員会での選任と本人の承諾が揃った日からとなります。任期の始期とは異なりますので注意が必要です。

●理事・監事は、評議員会で選任された年月日から数えて2年以内に終了している最後の会計年度についての決算を審議する定時評議員会の終結までとなります。

◆評議員の任期の考え方

任期満了日	選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで(定款で4年を6年と規定している場合はその期限)
任期の起算点	評議員選任・解任委員会の議決(①)のあった日
委任関係の開始	当該評議員の就任承諾(②)


新評議員としての就任は、
 ①評議員選任・解任委員会の議決
 ②当該評議員の就任承諾 が揃った時から

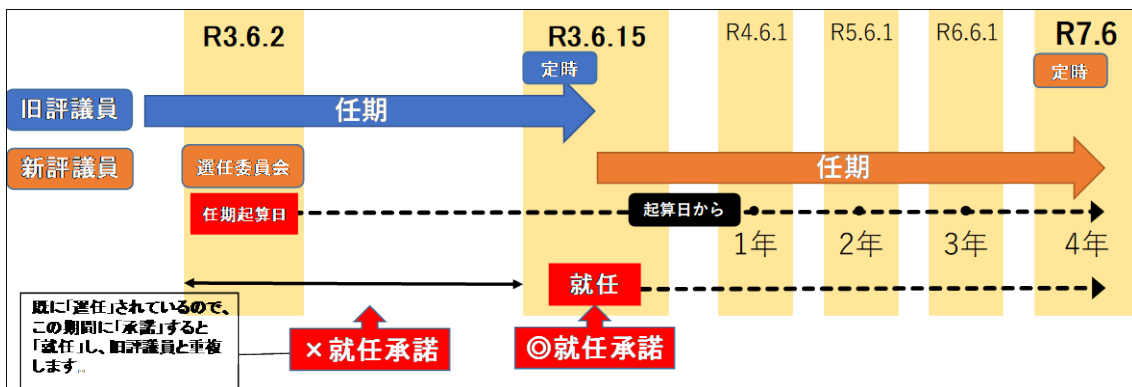

任期満了に伴う改選は、『定時評議員会』と同日のうちに、『評議員・選任解任委員会』の開催及び選任の議決、同日付で新評議員の就任承諾を行ってください(同日開催が困難な場合は、次頁以降の手続きをご参照ください)。

【厚生労働省 社会福祉法人制度HP⇒設立認可・法人運営】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13318.html

●「PDF: 令和3年1月27日事務連絡 評議員の改選(評議員選任・解任委員会の開催時期の取扱い等)に係る留意事項について[149KB]」

■同日開催が困難な場合の取扱い

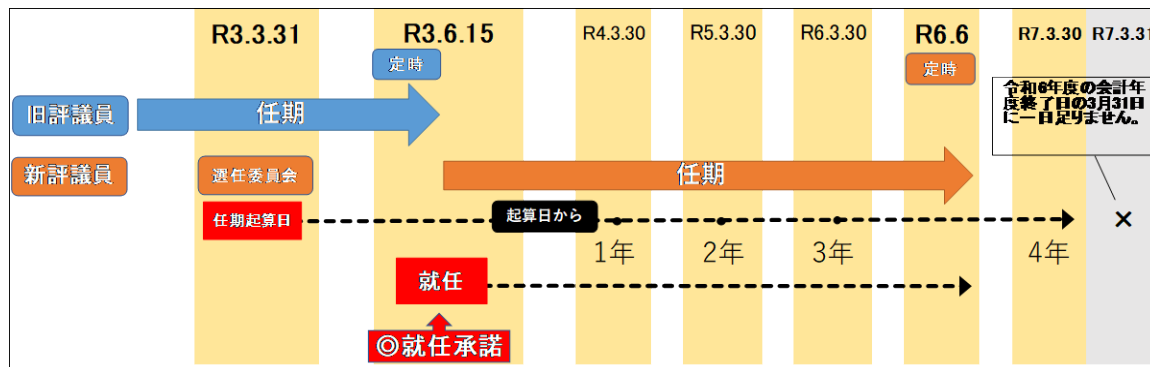
①定時評議員会よりも前に評議員選任・解任委員会を開催し、選任を議決する場合
 ⇒評議員選任・解任委員会を定時評議員会よりも前の日に開催し、議決をした場合は、就任承諾は定時評議員会の日としてください。



(定時評議員会よりも前に評議員選任・解任委員会を開催する場合の留意事項)

令和2年度中に選任・解任委員会で議決した場合は、選任日(選任・解任委員会での議決日)から4年後の時点では、当該年度の会計年度の終了日に満たないため、通常よりも任期が一年短くなってしまいますのでご注意ください。

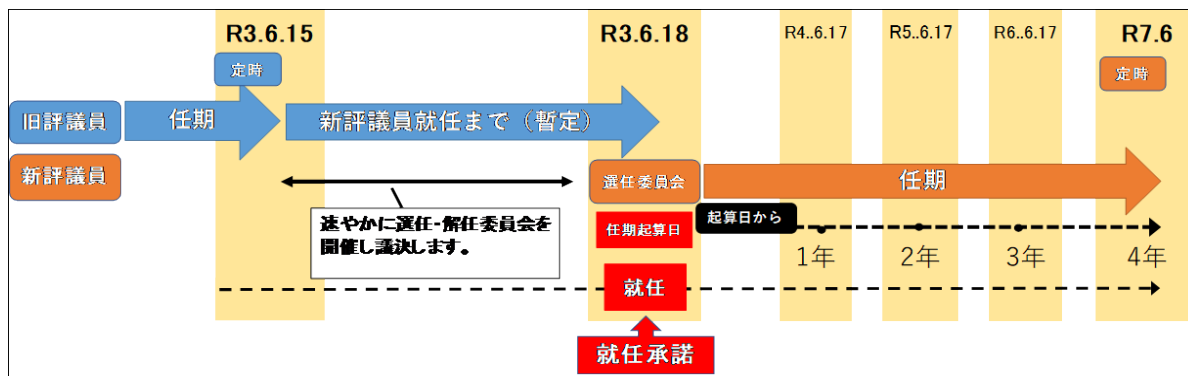
(例) 定時評議員会を令和3年6月15日、選任・解任委員会を令和3年3月31日に開催した場合
(選任日から4年後は令和7年3月30日) ⇒ 令和6年6月の定時評議員会終了の時までが任期となります。



②定時評議員会よりも後の日に評議員選任・解任委員会を開催し、選任を議決をする場合

⇒ 定時評議員会終了後、速やかに評議員選任・解任委員会を開催し、新評議員選任の議決を行うとともに、その就任承諾を得てください。

(例) 定時評議員会: 6月15日、評議員・選任解任委員会: 6月18日とした場合



Q13 評議員や理事、監事が任期途中で退任しました。後任者の任期はどのようなになりますか。

A13 定款の定めにより異なります。

- ① 定款に、『任期の満了前に退任した評議員（理事又は監事）の補欠として選任された評議員（理事又は監事）の任期は、退任した評議員（理事又は監事）の任期の満了する時までとすることができる。』と記載がある場合
→ 「通常の任期」とするか、「前任者の任期の残り期間」とするかを選択することができます。この場合は、どちらの任期とするか明確にして、選任手続きをしてください。
- ② 定款に記載が無い場合
→ 「通常の任期」となり「前任者の任期の残りの期間」とすることはできません。

<更に注意が必要な事項>

定款の文言が『任期の満了する時までとすることができる』ではなく、『任期の満了する時までとする』と定めている場合、「通常の任期」とすることはできません。必ず前任者の任期の残りの期間となります。

【参考】

改選期に選任された評議員（理事又は監事）と任期中に補欠で選任された評議員（理事又は監事）との任期満了日を合わせるためには、定款で『任期の満了する時までとすることができる』旨の規定が必要となります。

Q14 報酬は無報酬としていますが、報酬等の支給基準を作成する必要がありますか。

A14 定款で無報酬と定めている場合には、支給基準を作成する必要はありません。

【社会福祉法人に対する指導監査に関するQ&A (vol.3)】

評議員の報酬等は、定款で定めなければなりません。一方、役員の報酬等の額は、定款で定めていない場合、評議員会の決議によって定めることとなります。報酬等を支給する場合は支給基準を定め、それについて評議員会の承認を受けなければなりません。

Q15 評議員会の決議事項は何ですか。

A15 社会福祉法に規定する事項及び定款で定めた事項です。これらの事項に限り、決議をすることができます。

【法第45条の8第2項】

法定決議事項（社会福祉法で規定されている事項）

- ・ 理事、監事、会計監査人の選任及び解任
- ・ 理事、監事の報酬等の決議（定款に報酬等の額を定める場合を除く。）
- ・ 理事等の責任の免除
- ・ 役員報酬等基準の承認
- ・ 計算書類の承認
- ・ 定款の変更
- ・ 解散の決議
- ・ 合併の承認
- ・ 社会福祉充実計画の承認

定款で定めた事項

- ・（必要的記載事項）基本財産の処分
- ・（任意的記載事項）事業計画及び収支予算 など

【参考1】

法定決議事項を、「理事、理事会等、評議員会以外の機関が決定することができる」とする定款の定めは、効力を有しません。

【法第45条の8第3項】

【参考2】評議員会及び理事会における法定決議事項

理事会	評議員会
<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定(法第45条の9第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第181条) ・ 理事長及び業務執行理事の選定及び解職(理事長:法第45条の13第2項第3号、業務執行理事:法第45条の16第2項第2号) ・ 重要な財産の処分及び譲受け(法第45条の13第4項第1号) ・ 多額の借財(法第45条の13第4項第2号) ・ 重要な役割を担う職員の選任及び解任(法第45条の13第4項第3号) ・ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止(法第45条の13第4項第4号) ・ コンプライアンス(法令遵守等)の体制の整備(法第45条の13第4項第5号)※一定規模を超える法人のみ ・ 競業及び利益相反取引(法第45条の16第4項において準用する一般法人法第84条第1項) ・ 計算書類及び事業報告等の承認(法第45条の28第3項) ・ 理事会による役員、会計監査人の責任の一部免除(法第45条の22の2において準用する一般法人法第114条第1項) ・ その他の重要な業務執行の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事、監事、会計監査人の選任(法第43条) ・ 理事、監事、会計監査人の解任(法第45条の4第1項及び第2項)★ ・ 理事、監事の報酬等の決議(理事:法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、監事:法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条) ・ 理事等の責任の免除(全ての免除:法第45条の22の2で準用する一般法人法第112条(※総評議員の同意が必要)、一部の免除:第113条第1項)★ ・ 役員報酬等基準の承認(法第45条の35第2項) ・ 計算書類の承認(法第45条の30第2項) ・ 定款の変更(法第45条の36第1項)★ ・ 解散の決議(法第46条第1項第1号)★ ・ 合併の承認(吸収合併消滅法人:法第52条、吸収合併存続法人:法第54条の2第1項、法人新設合併:法第54条の8)★ ・ 社会福祉充実計画の承認(法第55条の2第7項) ・ その他定款で定めた事項 <p>★:法第45条の9第7項の規定により、議決に加わることができる評議員の3分の2(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数をもって決議を行わなければならない事項</p>

Q16 評議員会では決算を承認しますが、予算は承認しなくても良いのでしょうか。

A16 予算は評議員会の法定決議事項ではありませんが、評議員会の決議事項として定款で定めている場合には、決議が必要となります。定款で定めていない場合は、決議はできません。

【法第 45 条の 8 第 2 項】

評議員会で予算の決議を行うためには、その旨を定款で定めてください。

Q17 評議員会の決議事項であれば、評議員会開催中に議題を追加して決議できますか。

A17 評議員会は、あらかじめ招集通知で定められた議題以外の事項を決議することができません。そのため、評議員会の決議事項であっても、招集通知で定められた議題でなければ決議することはできません。

【法第 45 条の 9 第 9 項】

Q18 決算額を4月中に固められそうな見込みですが、定時評議員会を5月に開催することはできますか。

A18 定時評議員会の開催時期については、定款で定めています。

例えば、定款で「定時評議員会として毎年度6月に1回」と定められていれば、6月に開催する必要があります。

「毎会計年度終了後3ヶ月以内」と定めている場合は、5月に開催することができます。

【参考】

定時評議員会の開催にあたっては、監事監査や理事会の日程も考慮が必要です。

Q19 評議員会の招集手続きは、どのような流れになりますか。

A19 理事会で評議員会招集の決議を行い、評議員へ招集通知を発出します。

- ① 理事会で評議員会の日時・場所、議題、議案といった招集事項を決議します。
- ② 招集事項を記載した招集通知を、評議員会の日の 1 週間前（中 7 日間）までに各評議員に対して書面で発出します。
 ※通知を電磁的方法によって行う場合は評議員の承諾（書面）が必要です。
 ※評議員の全員の同意（書面）があれば、招集通知の発出を省略して、評議員会を開催することができます。
- ③ 評議員会で、あらかじめ招集通知で定められた議題について決議します。

【法第 45 条の 9 第 9 項及び第 10 項】

【参考】

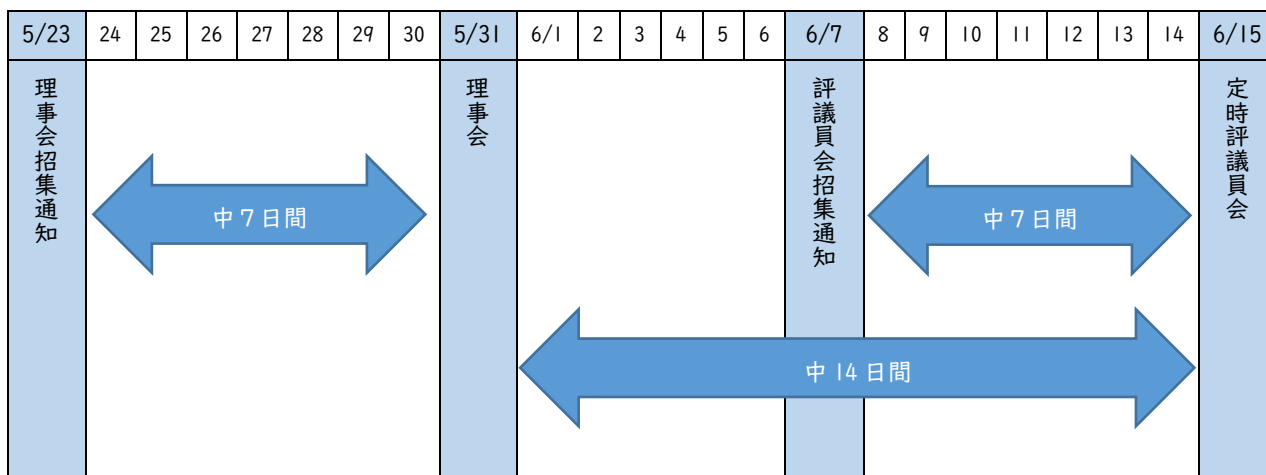
定時評議員会の場合は、計算書類等の閲覧を評議員会の日の 2 週間前（中 14 日）から行う必要がありますが、招集通知の発出は 1 週間前（中 7 日）までです。

（例）5 月 31 日に理事会を開催する場合

理事会招集通知は 5 月 23 日までに発出（理事会 1 週間前（中 7 日間））

定時評議員会は 6 月 15 日以降（計算書類等の備置きから 2 週間（中 14 日間））

定時評議員会招集通知は 6 月 7 日までに発出（評議員会 1 週間前（中 7 日間））



Q20 評議員会での決議にあたって、事前に確認すべきことはありますか。

A20 評議員会の決議は、その決議を行う前に「特別の利害関係を有する評議員がいないか」を確認する必要があります。

その決議について特別の利害関係を有する評議員が決議に加わることはできません。

【法第45条の9第8項】

確認は、①から③のいずれかの方法により行います。

- ① 評議員会で特別の利害関係を有する者がいないかを確認し、その旨を議事録に記載する（原則）
- ② 評議員会の招集通知と併せて、当該評議員会の議案について特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ることを定めた通知を発出する
- ③ 評議員の職務の執行に関する法人の規程で、評議員が評議員会の決議事項と特別の利害関係を有する場合には届け出なければならないことを定める

※②、③の場合、個別の議案の議決の際に改めて確認を行う必要はなく、決議に利害関係がある評議員がいない場合には、議事録への記載も不要です。

【指導監査ガイドライン Iの3の(2)の2】

【参考】

理事会も同様です。(Q35を参照)

Q21 「決議の省略」と「書面評決」の違いは何ですか。

A21 「決議の省略」は、実際に開催しなくても理事会（評議員会）の決議があったとみなされる制度で、「書面評決」は、当該理事が理事会を欠席していても出席したとみなされる制度です。なお、平成 29 年の社会福祉法改正後、「書面評決」は認められていません。

決議の省略	書面評決 ※現在は認められません
<p>理事会は、<u>定款で定めている場合に限り</u> 評議員会は、定款で定めていない場合でも法により、</p> <p>○当該事項について議決に加わることができる理事（評議員）全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときに、理事会（評議員会）を実際に開催せずとも理事会（評議員会）の決議があったとみなされます。</p> <p>○理事会の決議の省略は、<u>監事が当該提案について異議を述べていないことが必要</u>です。</p> <p>○一人でも当該事項について同意が得られない場合は、「決議の省略」は成立しません。</p>	<p>定款で定めている場合に</p> <p>○理事会を当日欠席していても、あらかじめ書面で欠席の理由と理事会へ附議されている事項について諾否の意思表示をした場合に、出席者とみなされます。</p> <p>○各事項の諾否に応じて、それぞれ賛成・反対の人数に含めて決議をすることができます。</p>

※「決議の省略」の同意は、「決議の目的となる事項（議題）の提案内容についての同意（賛成）」であり、「決議の省略を行うことへの同意」ではありませんのでご注意ください。

【参考】

制度の違いを混同されている場合が見受けられます。「決議の省略」であったのに、議事録などで「書面評決」と誤った記載をしないようご注意ください。

Q22 議事録にはどのようなことを記録する必要がありますか。

A22 「理事会」や「評議員会」、「開催」か「決議の省略」かによって議事録への記載が必要な項目が異なります。

【施行規則第 2 条の 15、第 2 条の 17】

○通常開催の場合

評議員会	理事会
<p>① <u>評議員会が開催された日時及び場所</u> (当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)</p> <p>② <u>評議員会の議事の経過の要領及びその結果</u></p> <p>③ <u>決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名</u></p> <p>④ <u>次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要</u></p> <ul style="list-style-type: none"> i 監事による監事の選任若しくは解任又は辞任に関する意見 ii 監事を辞任したものである監事を辞任した旨及びその理由(辞任後最初に開催される評議員会に限る。) iii 会計監査人による会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任に関する意見(辞任又は解任後最初に開催される評議員会に限る。) iv 会計監査人を辞任した又は解任された者による会計監査人を辞任した旨及びその理由又は解任についての意見(辞任又は解任後最初に開催される評議員会に限る。) v 監事による理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録、その他の資料が法令若しくは定款に違反し、若しくは不当な事項があると認める場合の調査結果 vi 監事による監事の報酬等についての意見 vii 会計監査人による法人の計算書類及び附属明細書が法令又は定款に適合するかどうかについて、監事と意見を異にするときの意見 	<p>① <u>理事会が開催された日時及び場所</u> (当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)</p> <p>② <u>理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨</u></p> <ul style="list-style-type: none"> i 招集権者以外の理事が招集を請求したことにより招集されたもの ii 招集権者以外の理事が招集したもの iii 監事が招集を請求したことにより招集したもの iv 監事が招集したもの <p>※ 理事長等の所定の招集権者が招集を行った場合には、②の記載は不要。</p> <p>③ <u>理事会の議事の経過の要領及びその結果</u></p> <p>④ <u>決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名</u></p> <p>⑤ <u>次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要</u></p> <ul style="list-style-type: none"> i 競業及び利益相反取引を行った理事による報告 ii 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときの監事の報告 iii 理事会において、監事が必要であると認めた場合に行う監事の意見 iv 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事による報告 <p>⑥ <u>理事長が定款の定めにより議事録署名人とされている場合の、理事長以外の出席した理事の</u></p>

viii 定時評議員会において会計監査人の出席を求める決議があったときの会計監査人の意見 ⑤ 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称 ⑥ 議長の氏名（議長が存する場合） ⑦ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名	氏名 ⑦ 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称 ⑧ 議長の氏名（議長が存する場合）
--	---

※特に評議員会の⑦『議事録の作成に係る職務を行った者の氏名』は記載漏れが見受けられます。
 ※議事録は、議事の結果のみを記載するのではなく、議事の『経過の要領と結果』を記載する必要があります。また、決議が成立しているかを明確にするため、結果については、賛成や反対の人数が分かるように記載してください。
 ※理事会で述べられた監事の意見は、必ず議事録に記載する必要があります。また、評議員会においても、監事の意見を必ず記載しなければならないものもありますので注意が必要です。

○決議の省略の場合

評議員会	理事会
① 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容	① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
② ①の事項の提案をした者の氏名	② ①の事項の提案をした理事の氏名
③ 評議員会の決議があったものとみなされた日	③ 理事会の決議があったものとみなされた日
④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名	④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

※「決議の省略があったものとみなされた日」は、同意書が全て出揃った日（＝最後の理事（評議員）の同意書が法人へ届いた日）となります。同意書の作成日や記入日ではありませんのでご注意ください。

【参考】

議事録署名人についても、定款を確認して適切に対応してください。

Q23 理事になるための資格要件はありますか。

A23 理事には、次の①から③に該当する者がそれぞれ含まれている必要があります。

- ① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- ② 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
- ③ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者

【法第 44 条第 4 項】

「社会福祉事業について識見を有する者」の例

- ・社会福祉に関する教育を行う者
- ・社会福祉に関する研究を行う者
- ・社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
- ・公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

「法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」の例

- ・社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
- ・民生委員・児童委員
- ・社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等
- ・医師、保健師、看護師等保健医療関係者
- ・自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

【「社会福祉法人の認可について」の一部改正について 第 3 (2) (3)】

【参考】

③については、1人以上の施設の管理者が理事として参加していればよく、法人のすべての施設の管理者が理事に就任する必要はありません。

【「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関する Q&A 問 35】

Q24 理事になることができないのは、どのような場合ですか。

A24 ①欠格事由に該当する場合

②理事本人を含め、その配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者が理事の総数の3分の1を超えて含まれている場合

③理事の親族等特殊関係者の上限の3人を超えている場合は、理事となることができません。

【法第44条第1項、第6項】

欠格事由

- ① 法人
- ② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ ③のほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員
- ⑥ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

※⑥については、令和4年4月1日施行の改正社会福祉法により欠格事由として追加されました。
就任承諾書などの欠格事由欄に項目を列挙している場合は、次回選任時に忘れずに追加をしてください。

特殊関係

- ① 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ② 当該理事に雇用されている者
- ③ ①、②に掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②、③に掲げる者の配偶者
- ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にする者

- ⑥ 当該理事が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の理事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。） ※ 業務を執行する社員を含む。

例えば、理事が6名の法人の場合、

理事Kが役員となっている学校法人の職員Lが理事となる場合は、K・Lあわせて理事総数の三分の一を超えていないので、特殊関係には該当しません。

- ⑦ 次に掲げる同一の団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である理事（これらの理事が当該社会福祉法人の理事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）

- ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

【参考】

自己の社会福祉法人の理事と職員は、それだけの関係であれば特殊関係には該当しません。

定款例第16条 役員を選任 関係

Q25 職員は理事長と特殊関係になりますか。

A25 社会福祉法人の理事長とその職員ということだけであれば、特殊関係等には該当しません。

施設長は理事になる必要がありますが、それだけでは、特殊関係等には該当しません。例えば、親子、夫婦、別のNPO法人で役員同士などの場合には特殊関係等に該当します。

特殊関係等については、Q24を参照してください。

Q26 監事になるための資格要件はありますか。

A26 監事には、次の①②に該当する者がそれぞれ含まれている必要があります。

- ① 社会福祉事業について識見を有する者
- ② 財務管理について識見を有する者

【法第 44 条第 5 項】

「財務管理について識見を有する者」は、公認会計士や税理士の資格を有する者が望ましいですが、社会福祉法人、公益法人や民間企業等において財務・経理を担当した経験を有する者など、法人経営に専門的知見を有する者等も考えられます。

【「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関する Q&A 問 37】

Q27 監事になることができないのはどのような場合ですか。

A27 ① 欠格事由に該当する場合

② 当該社会福祉法人の理事又は職員を兼ねる場合

③ 各役員配偶者又は三親等以内の親族が含まれている場合や各役員と特殊の関係がある者が含まれている場合

は、監事になることができません。

【法第 44 条第 1 項、第 2 項、第 7 項】

【欠格事由】

- ① 法人
- ② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ ③のほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員
- ⑥ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

※⑥については、令和 4 年 4 月 1 日施行の改正社会福祉法により欠格事由として追加されました。
就任承諾書などの欠格事由欄に項目を列挙している場合は、次回選任時に忘れずに追加をしてください。

【特殊関係に該当する場合】

- ① 当該役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ② 当該役員に雇用されている者
- ③ ①、②に掲げる者以外の者であって、当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②、③に掲げる者の配偶者
- ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの
- ⑥ 当該理事が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（※）又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の監事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
※ 業務を執行する社員を含む。

- ⑦ 当該監事が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員又は職員（これらの役員（当該監事を含む。）又は職員が当該社会福祉法人の監事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
- ⑧ 支配している他の社会福祉法人の理事又は職員
- ⑨ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である監事（これらの監事が当該社会福祉法人の監事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
 - ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

定款例第 16 条 役員を選任 関係

Q28 理事の選任手続きの流れはどのようになりますか。

A28 理事会で理事候補者を推薦し、評議員会で選任します。

【法第 43 条】

- ① 理事会で理事候補者を審議し、決議します。
- ② 理事会で評議員会招集の決議をします。（日時・場所・議題・議案）
- ③ 評議員会で理事候補者を一人ひとり審議し、それぞれ決議します。

【参考】

評議員会を招集するには、理事会で評議員会招集の決議をすることが必要です。

Q29 監事を選任手続きの流れはどのようになりますか。

A29 理事会で監事候補者を推薦し、評議員会で選任します。

【法第 43 条】

- ① 監事を選任について評議員会へ提案する場合は、評議員会へ提案することについて、現在の監事の過半数の同意を取る必要があります。
(あらかじめ監事の同意書を徴取する或いは理事会で監事が同意について発言し議事録記載)
- ② 理事会で監事候補者を審議し決議します。
- ③ 理事会で評議員会招集の決議をします。(日時・場所・議題・議案)
- ④ 評議員会で監事候補者を一人ひとり審議しそれぞれ決議します。

【参考】

監事の同意は、自分が就任することへの同意ではなく、監事を選任について評議員会へ図ることについての同意となり、理事による恣意的な監事の解任を防止するための制度です。

Q30 理事長の選任の際には、理事である職員は決議に入らないほうが良いのでしょうか。

A30 理事長は、理事会の決議によって「理事の中」から選任しますので、理事全員が決議に参加してください。

【法第 45 条の 13 第 3 項】

Q31 職員の任免は、どのように決める必要がありますか。

A31 施設長等の「重要な役割を担う職員」の任免は、理事会の決議により決定する必要があります。

それ以外の職員は、定款等の定めにより理事長が任免することができます。

【法第 45 条の 13 第 4 項】

職員の任免は、理事会で定める規程あるいは個別の決議により、その決定を理事長等に委ねることができますが、施設長等の「重要な役割を担う職員」の選任及び解任については、法人の事業運営への影響が大きいことから、その決定を理事長等に委任することはできず、理事会の決議により決定される必要があります。

「重要な役割を担う職員」の範囲については、定款又はその他の規程等において、明確に定めておきます。

また、職員の任免の方法については、その手続等について、規程等で明確に定めてください。

【参考】

理事となっている施設長が交代する場合は、理事の交代も必要となりますのでご注意ください。

Q32 法人運営の日常的なことは、理事会を開かずに理事長が決めてもよいのでしょうか。

A32 日常的なことでも、理事会を開かずに理事長が専決をするためには、「日常の業務として理事長が専決できるもの」を、定款細則や理事長専決規程として理事会で定める必要があります。

【法第 45 条の 13 第 4 項】

定款例第 24 条備考に「日常の業務として理事会の定めるもの」の例が記載されていますので、参考にしてください。

① 「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

(注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

(注) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分 ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄 ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(注) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑧ 予算上の予備費の支出

⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関すること

⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関すること

① 寄付金の受入れに関する決定 ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

【参考】

専決の金額や範囲などの区分けが必要なものは、予め定めておく必要があります。

定款例第 24 条 権限 関係

Q33 理事長が専決できないことはありますか。

A33 法で理事に委任できないと規定されている事項については、理事長が専決することはできません。

【法第 45 条の 13 第 4 項】

法第 45 条の 13 第 4 項において、①から⑥の各事項については理事に委任できないとされています。

- ① 重要な財産の処分及び譲受け
- ② 多額の借財
- ③ 重要な役割を担う職員の選任及び解任
- ④ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- ⑤ 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備
- ⑥ 第 45 条の 22 の 2 において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 114 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく第 45 条の 20 第 1 項の責任の免除

定款例第 24 条 権限 関係

Q34 理事長が長期間不在になります。理事長の職務代理者を決めて業務を進めてよいですか。

A34 改正社会福祉法においては、理事長以外の理事に対する代表権の行使は認められていないことから、理事長の職務代理者を決めて業務を進めることはできません。

【法第 45 条の 17】

理事長の不在により法人運営に支障が出る場合には、理事会を開催して新たな理事長を選定してください。

【参考】

平成 29 年の社会福祉法改正時に、職務代理の制度は廃止されていますのでご注意ください。

定款例第 26 条 決議 関係

Q35 理事会での決議にあたって、事前に確認すべきことはありますか。

A35 理事会の決議は、その決議を行う前に「特別の利害関係を有する理事がいないか」を確認する必要があります。

その決議について特別の利害関係を有する理事が決議に加わることはできません。

【法第 45 条の 14 第 5 項】

確認は、①から③のいずれかの方法により行います。

- ① 理事会で特別の利害関係を有する者がいないかを確認し、その旨を議事録に記載する（原則）
 - ② 当該理事会の議案について特別の利害関係を有する場合には、法人に申し出ることを定めた通知を发出する
 - ③ 理事の職務の執行に関する法人の規程に、理事が理事会の決議事項と特別の利害関係を有する場合には届け出なければならないことを定める
- ※②、③の場合には、個別の議案の議決の際に法人で改めてその確認を行う必要はなく、決議に利害関係を有する理事がいない場合には、議事録への記載も不要です。

【指導監査ガイドライン I の 6 の (1) の 2】

【参考】

評議員会も同様です。（Q20 を参照）

Q36 基本財産の不動産の状況は、どのように確認すればよいですか。

A36 基本財産である土地や建物については、定期的に不動産登記簿謄本（登記事項証明書）を取得し、監事はその状況を確認してください。

【法第 45 条の 28、第 45 条の 30、指導監査ガイドライン I の 3 の（2）の 4】

監事は、決算の監査時に法人の財務状況を確認します。監事監査に併せて、最新の不動産登記簿謄本（登記事項証明書）を取得し、基本財産である不動産を不当に売買していないか、担保提供していないか等について、監事が適正に確認できるようにしてください。

【参考】

基本財産の不動産の登記簿謄本が、不動産を取得した当初のものしかない場合は、最新のものを取得し、必ず確認するようにします。

Q37 基本財産として定款に記載されている園舎を建て替えようと考えています。法人関係で、何か手続きをする必要がありますか。

A37 基本財産である建物の建替えは「基本財産の処分」にあたるので、理事会及び評議員会で承認を得た上で、横浜市長の承認を得る必要があります。建物を取り壊す前に、横浜市長から承認を受けてください。

【指導監査ガイドライン Ⅲの2の(1)の1】

基本財産の処分を行う際の手続きは、下記の流れで行ってください。

1 監査課に事前相談

案件について、こども青少年局監査課に事前にご相談ください。

2 基本財産処分の決議及び認可申請

- ① 理事会で基本財産の処分の決議
- ② 理事会で評議員会の招集について決議
- ③ 評議員会で基本財産の処分について審議し、決議
- ④ こども青少年局監査課へ、基本財産の処分承認申請を提出

3 基本財産の処分

処分承認後、建物の取壊しを行います。

4 定款変更認可申請

- ① 取壊し完了後に登記、理事会で基本財産の処分に伴う定款変更の決議
- ② 理事会で評議員会の招集について決議
- ③ 評議員会で定款変更案について審議し、決議
- ④ こども青少年局監査課へ、定款変更認可申請を提出

5 定款変更届出

- ① 建替えの建物完成後、理事会で基本財産追加の定款変更の決議
- ② 理事会で評議員会の招集について決議
- ③ 評議員会で定款変更案について審議し、決議
- ④ こども青少年局監査課へ、定款変更届出を提出

【参考】

園舎の建替えについては、こども青少年局こども施設整備課での手続きも必要です。

Q38 定款変更の手続きについて教えてください。

A38 定款変更について理事会及び評議員会で決議し、横浜市長へ認可申請（もしくは届出）を行います。

- ① 理事会で定款の変更案を決議
- ② 理事会で評議員会の召集（日時・場所・議題・議案）について決議
- ③ 評議員会で定款変更の決議
※届出事項の場合は、原則決議日が変更した定款の効力発生日になります。
- ④ こども青少年局監査課へ、定款変更認可申請（もしくは定款変更届出）を提出
- ⑤ 認可（もしくは届出受理）
※認可事項の場合は、認可日が変更した定款の効力発生日になります。

【参考】

届出事項（定款変更届出が必要な事項）は「事務所の所在地」、「基本財産の増加」、「公告の方法」の変更に限られ、他の事項は認可事項（定款変更認可申請が必要な事項）となります。

【規則第 4 条】